

# 山 青 森 県 報

第二千二百一十号

平成十四年三月二十九日(金曜日)

### 目 次

### 告 示

- 救急病院及び救急診療所の設置……………(健康医療課) ……一
  - 漁船保険付保義務の発生……………(水産振興課) ……三
  - 道路の区域の変更……………(道路課) ……三
  - 右 同……………(同) ……四
  - 道路の供用の開始……………(同) ……五
  - 都市計画事業計画の変更認可……………(都市計画課) ……五
  - 右 同……………(同) ……六
- 公 告
- 特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告……………(文化・スポーツ振興課) ……六
  - 県営土地改良事業計画の決定……………(農村整備課) ……六
  - 右 同……………(同) ……七
  - 右 同……………(同) ……七
  - 県営土地改良事業計画変更の決定……………(同) ……七
  - 右 同……………(同) ……七
- 公安委員会
- 型式の検定適合遊技機……………(生活安全課) ……八

### 告 示

#### 青森県告示第百三十二号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次のとおり救急病院及び救急診療所を認定したので、同令第二条第一項の規定により告示する。

平成十四年三月二十九日

青森県知事 木村 守 男

名 称	所 在 地	認定の有効期限	救急病院、救急診療所の別
青森県立中央病院	青森市東造道二丁目一の一	平成十七年 一月三十一日	救急病院
青森市民病院	青森市勝田一丁目一四の二〇		
社団法人慈恵会青森慈恵会病院	青森市大字安田字近野一四六の		
財団法人双仁会青森厚生病院	青森市大字新城字山田四八八の		
医療法人近藤病院	青森市松原三丁目一三の二一		

医療法人白生会胃腸病院	国民健康保険五所川原市立西北中央病院	黒石市国民健康保険黒石病院	八戸城北病院	医療法人清心会外科種市病院	医療法人清照会湊病院	八戸赤十字病院	八戸市立市民病院	弘前小野病院	弘愛会病院	ヒロサキメディカルセンター	津軽保健生活協同組合健生病院	財団法人秀芳園弘前中央病院	弘前市立病院	弘前大学医学部附属病院	国立弘前病院	佐藤病院
五所川原市字中平井町一四二の一	五所川原市字布屋町四一	黒石市北美町一丁目七〇	八戸市石堂一丁目一四の一四	八戸市小中野一丁目三の二一	八戸市大字新井田字松山下野場七の一五	八戸市大字田面木字中明戸二	八戸市大字田向字毘沙門平一	弘前市大字和泉二丁目一九の一	弘前市大字宮川三丁目一の四	弘前市大字大町二丁目一五の一	弘前市大字野田二丁目二の一	弘前市大字吉野町三の一	弘前市大字土手町一八八の一	弘前市大字本町五三	弘前市大字富野町一	青森市青柳二丁目一の二二

六戸町国民健康保険病院	公立七戸病院	公立野辺地病院	公立金木病院組合	公立金木病院	国民健康保険鶴田町立中央病院	国民健康保険板柳中央病院	財団法人黎明郷リハビリテーション病院	ときわ会病院	平賀町国民健康保険平賀病院	浪岡町立病院	町立大鰐病院	木造町国民健康保険木造町立成人病センター	鱒ヶ沢町立中央病院	平内町国民健康保険平内中央病院	むつ総合病院	三沢市立三沢病院	十和田市立中央病院
上北郡六戸町大字大落瀬字後田四二の一	上北郡七戸町字影津内九八の一	上北郡野辺地町字鳴沢九の二二	北津軽郡金木町大字金木字菅原一九	北津軽郡鶴田町大字鶴田字鷹ノ尾三四	北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井七四の二	北津軽郡常盤村大字榊字亀田二の一	南津軽郡碓ヶ関村大字碓ヶ関字湯向川添三〇	南津軽郡平賀町大字柏木町字藤山四七の一	南津軽郡浪岡町大字浪岡字平野一八〇	南津軽郡大鰐町大字蔵館字川原田四〇の四	西津軽郡木造町字末広四三の三	西津軽郡鱒ヶ沢町大字舞戸町字蒲生一〇の一	東津軽郡平内町大字小湊字外ノ沢一の一	むつ市小川町一丁目二の八	三沢市中央町四丁目一の一〇	十和田市西十二番町一四の八	

図面 番号	道路 種類	路線 名	変 更 の 区 間
医療法人泰豊会十和田外科	医療法人奥寺消化器科外科	弘前外科循環器クリニック	青森市栄町二丁目九の二一
和野胃腸科外科医院	王子整形外科医院	中村胃腸科外科医院	青森市長島三丁目一二の二一
川島医院	医療法人昭陽会奥口外科胃腸科医院	青森市古川三丁目一五の三	青森市本町三丁目二の一九
神外科胃腸科医院	名川町国民健康保険名川病院	三戸郡名川町大字平字虚空蔵二九	救急診療所
国民健康保険五戸総合病院	国民健康保険大間病院	下北郡大間町大字大間字大間平二〇の七八	
国民健康保険大畑病院	国民健康保険川内病院	下北郡川内町大字川内字休所四二	
国民健康保険百石病院		上北郡百石町字上明堂一の一	

鈴木医院  
三沢市中央町四丁目一の一の四一

青森県告示第百三十三号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があったと認めためたので、同法第百十二条の二第三項の規定により公示する。

平成十四年三月二十九日

青森県知事 木村守男

発起人の住所及び氏名	加入区の名称
下北郡佐井村大字佐井字糠森二四番地一 横浜松雄	佐井
下北郡佐井村大字佐井字糠森九六番地五 松谷勇助	
下北郡佐井村大字佐井字大佐井二四番地 津田勝良	

青森県告示第百三十四号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。  
なお、その関係図面は、告示の日から平成十四年四月二十八日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十四年三月二十九日

青森県知事 木村守男

変更の 前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
------------	-------	-------	----

図面番号	道路の種類	路線名	変更の区間		変更の前後別		敷地の幅員	敷地の延長	備考
2	県道	柎棚手倉橋線	後	前	後	前	五八七・〇〇メートル	五八七・〇〇メートル	
1	県道	小友板柳停車場線	後	前	後	前	五八五・〇〇メートル	五八五・〇〇メートル	
			後	前	後	前	五四六・〇〇メートル	五四六・〇〇メートル	
			後	前	後	前	五八五・〇〇メートル	五八五・〇〇メートル	

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

青森県告示第百三十五号

平成十四年三月二十九日

なお、その関係図面は、告示の日から平成十四年四月二十八日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

青森県知事 木 村 守 男

図面番号	道路の種類	路線名	変更の前後別		敷地の幅員	敷地の延長	備考
3	県道	長後川内線	後	前	九〇・〇〇メートル	一一八・五〇メートル	
2	国道	三三八号	後	前	二五〇・三〇メートル	六五・〇〇メートル	
1	国道	三三八号	後	前	四九・九〇メートル	四九・七〇メートル	
			後	前	二五〇・三〇メートル	六五・〇〇メートル	
			後	前	四九・九〇メートル	四九・七〇メートル	
			後	前	二五〇・三〇メートル	六五・〇〇メートル	
			後	前	四九・九〇メートル	四九・七〇メートル	
			後	前	二五〇・三〇メートル	六五・〇〇メートル	
			後	前	四九・九〇メートル	四九・七〇メートル	
			後	前	二五〇・三〇メートル	六五・〇〇メートル	
			後	前	四九・九〇メートル	四九・七〇メートル	

3 県 道 名久井岳公園線		
三戸郡三戸町大字泉山字大久保一九四の一から 三戸郡三戸町大字泉山字矢吹沢七六の一まで	三戸郡三戸町大字泉山字大久保一九四の一から 三戸郡三戸町大字泉山字矢吹沢七六の一まで	三戸郡三戸町大字泉山字矢吹沢七六の一まで
後	前	前
一三・〇〇メートルまで	八・〇〇メートルから 二三・〇〇メートルまで	四・五〇メートルから 一四・〇〇メートルまで
三九〇・〇〇メートル	三九〇・〇〇メートル	三九〇・〇〇メートル

青森県告示第百三十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十四年四月二十八日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十四年三月二十九日

青森県知事 木 村 守 男

国道 三三八号	下北郡川内町大字川内字板家戸山国有林一八 四林班は小班から 下北郡川内町大字川内字板家戸山国有林一八 四林班は小班まで	平成一四・三・元
県道 長後川内線	下北郡川内町大字川内字福浦山国有林八二二 林班は小班から 下北郡川内町大字川内字福浦山国有林八二二 林班は小班まで	"
県道 五所川原岩木線	弘前市大字高杉字岡田一五三から 弘前市大字高杉字阿部野六一七まで	"
県道 黒石藤崎線	南津軽郡藤崎町大字藤崎字南豊田三の一まで	"

青森県告示第百三十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、青森都市計画下水道事業の事業計画の変更を平成十四年三月十九日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十四年三月二十九日

青森県知事 木 村 守 男

県道 小友板柳停車場線	弘前市大字種市字小島二〇二の一から 弘前市大字種市字小島四三三まで	"
県道 柝棚手倉橋線	三戸郡新郷村大字西越字遺水沢二一の一九から 三戸郡新郷村大字西越字寺久保一九の五まで	"
県道 名久井岳公園線	三戸郡三戸町大字泉山字大久保一九四の一から 三戸郡三戸町大字泉山字矢吹沢七六の一まで	平成一四・四・三

- 一 施行者の名称  
青森市
- 二 都市計画事業の種類  
青森都市計画下水道事業（青森市公共下水道）
- 三 事業施行期間  
昭和三十二年二月二十二日から平成二十一年三月三十一日まで
- 四 事業地  
1 収用の部分  
都市計画事業の認可（平成十二年七月七日青森県告示第四百六十九号）の事業

地に、青森市問屋町二丁目地内を加え、妙見二丁目、大字新城字平岡、大字戸山字荒井及び大字駒込字蛸谷地内を削る。

2 使用の部分

都市計画事業の認可（平成十二年七月七日青森県告示第四百六十九号）の事業地に、青森市大字浅虫字蛸谷、大字野内字菊川、大字馬屋尻字清水流、大字浪館字泉川、大字大野字鳴滝、大字新田字忍、大字石江字高間、大字新城字福田及び字平岡地内を加える。

青森県告示第百三十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、八戸都市計画下水道事業の事業計画の変更を平成十四年三月十九日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十四年三月二十九日

青森県知事 木 村 守 男

一 施行者の名称

百石町

二 都市計画事業の種類

八戸都市計画下水道事業（百石町流域関連公共下水道）

三 事業施行期間

昭和六十一年九月九日から平成二十三年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

なし

2 使用の部分

都市計画事業計画の変更認可（平成十年八月十四日青森県告示第五百四十三号）の事業地に、上北郡百石町一川目三丁目、一川目四丁目、二川目二丁目、二川目二丁目、二川目三丁目及び二川目四丁目を加え、字下谷地及び字沼端地内において事業地を変更する。

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十四年三月二十九日

青森県知事 木 村 守 男

一 申請のあった年月日

平成十四年三月十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人スマイルシップ

三 代表者の氏名

岩崎ゆかり

四 主たる事務所の所在地

五所川原市字八重菊九一の一

五 定款に記載された目的

この法人は、身体的、精神的理由により、在宅、施設等で理美容関連サービスを必要とする人、もしくはその家族に対して、必要な支援を行なう。また、つぎの世帯を担う子供達にスポーツ、文化、社会活動などの支援を通じて地域社会の一員、参加、連携の意識を育み、充実した生活と心豊かな地域社会の形成に寄与することを目的とする。

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、白山区の県営土地改良事業（ため池等整備事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十四年三月二十九日

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十四年四月一日から同月二十六日まで

三 縦覧の場所

五所川原市役所

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、野沢地区の県営土地改良事業（畑地帯総合整備事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十四年三月二十九日

青森県知事 木 村 守 男

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十四年四月一日から同月二十六日まで

三 縦覧の場所

浪岡町役場

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、アグリネットたっこ地区の県営土地改良事業（中山間地域総合整備事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十四年三月二十九日

青森県知事 木 村 守 男

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十四年四月一日から同月二十六日まで

三 縦覧の場所

田子町役場

県営土地改良事業計画変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、作田地区の県営土地改良事業（高生産性大区画ほ場整備事業（低コスト化水田農業大区画ほ場整備事業））計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十四年三月二十九日

青森県知事 木 村 守 男

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十四年四月一日から同月二十六日まで

三 縦覧の場所

七戸町役場

県営土地改良事業計画変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、前蒼前地区の県営土地改良事業（高生産性大区画ほ場整備事業（低コスト化水田農業大区画ほ場整備事業））計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十四年三月二十九日

青森県知事 木 村 守 男

一 縦覧に供する書類

- 一 土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間  
平成十四年四月一日から同月二十六日まで
- 三 縦覧の場所  
下田町役場

**公 安 委 員 会**

青森県公安委員会告示第十五号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第四項の規定に基づく検定申請に係る次の遊技機の型式について、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第六条の規定による技術上の規格に適合すると認めため、同規則第九条第一項の規定により告示する。

平成十四年三月二十九日

青森県公安委員会委員長 橋 本 昭 一

遊技機の種類	型 式 名	製造業者又は輸入業者名
ぱちんこ遊技機	CRドラゴンチャンスZ	株式会社ミズホ
同 右	CRもののけやしき	同 右
同 右	GRファイバーダチョウ倶楽部GP	株式会社ダイドー
同 右	CRファイバーバイキングSP	株式会社三共
同 右	ワニざんす	株式会社ニューギン
同 右	JCRダイナマイトキューティー	同 右

同 右	CRギンギンタクシー2号C	豊丸産業株式会社
同 右	CRギンギンタクシー3号C	同 右
同 右	CRドクターラボ RX	株式会社エース電研
同 右	回胴式遊技機 ゼットー30	株式会社ネット
同 右	バベル	株式会社エレコ

発行所・発行人 青森市長島二丁目一番一号 青 森 県	印刷所・販売人 青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社
----------------------------------	--------------------------------------

（毎週月・水・金曜日発行）

定価小口一枚三付十七円八十五銭